

札幌市教育委員会障害者活躍推進計画（令和2年3月作成）

機関名	札幌市教育委員会
任命権者	札幌市教育委員会
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
障がい者雇用に関する課題	札幌市教育委員会においては、法定雇用率が未達成の状況であるため、採用活動の促進を図っているところである。 本活躍推進計画期間の終期までに法定雇用率の達成を目指すとともに、採用した障がい者である職員の活躍のために、以下のとおり、さらなる体制整備や各種取組の推進を図る。
目標	
① 採用に関する目標	【実雇用率】 （令和7年3月31日時点）2.61% （参考）令和元年6月1日時点の実雇用率 1.27% （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
② 定着に関する目標	なし ※今後、障がい者である職員の定着状況データを把握予定
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として生涯学習部総務課長、学校教育部教職員課長を選任する（令和元年12月3日に選任済）。 ○障害者職業生活相談員として、生涯学習部総務課庶務係長、学校教育部教職員課人事係長を選任する（令和元年12月3日に選任済）。 ○障がい者が配属されている部署の管理監督者等を対象に、年に1回以上、外部機関の専門家を講師として、障がいに関する理解促進・啓発のための講習会を開催する。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○新規採用又は部署異動その他定期的に面談を行い、障がい者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。